

意見書案に対する反対討論（要旨）

2017/7/7

まつざき 真琴

私は、日本共産党県議団としてただいま提案されました意見書案のうち2件について、反対し、その理由を述べ、討論いたします。

まず、「森林環境税の早期創設を求める意見書（案）」についてであります。

本意見書案は、地方自治体からの反発が相次いだために、政府・与党が平成29年度税制改正で導入を先送りした「森林環境税（仮称）」の早期実現を求めるものであります。自民党、公明党が発表した「平成29年度財政大綱」の中では、「第1. 税制改正の基本的な考え方」の「6 森林吸収源対策」の中で、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る。」と述べています。

現在、本県も含めて37の府県と横浜市で森林環境税が導入されており、これらの自治体からは、「『二重課税』を理由に反対意見が相次いだ」と報道されています。

わが党は、早くから、「環境にかかわるすべての分野で大企業の製造責任・排出責任をきびしく問う環境保全のルールを確立し、汚染の原因となる物質を生産・使用している企業の責任と負担を明確にした環境対策税などを創設する」ことを提案してきました。

森林環境税については、国民に等しく負担を求めるのではなく今ある「地球温暖化対策税」の拡充をはかり、使途として森林吸収源対策を位置づけて、森林・林業における地球温暖化対策の実行に必要な財源をあてるよう求める立場であります。

本意見書が早期創設を求める「森林環境税」は、国民に一律に、また県民に二重に負担を求めるものであることから、本意見書案に反対するものであります。

次に、自民党会派から提案された「参議院選挙制度改革に関する意見書（案）」についてであります。これは、昨年実施された参議院選挙から実施された合区について、その解消を求める意見書案であります。

そもそも、参議院選挙制度の見直しは、2009年に最高裁が投票価値の平等の観点から「現行の選挙制度の仕組み自体の見直しが必要」と指摘したことを契機とし検討されてきたものです。2012年には、最高裁は、違憲状態との判断を示し、抜本改革の実行を求めてきました。

しかし、この抜本改革は先送りされ続け、2012年に、わが党などが反対する中、民主・自民両党が一時しのぎに行った「4増4減」に続いて、一昨年の通常国会で、自民・維新など5会派によって「2合区10増10減」が可決・成立させられました。都道府県単位の選

挙区を基本的に維持しながら合区する手法は、数合わせ感を否めないばかりか、一部の県のみが単独の選挙区でなくなることによる「格差」と不公平を新たに生じさせました。今後、さらに、人口変動によって合区の府県の見直しが必要となるなどの根本的な問題点も残ります。

これらを解決するためには、最高裁が求める抜本的な選挙制度の改革が必要です。

いま、国民は「私たちの声が届く国会を」と求めています。この声にこたえ、国民・有権者の参政権の点からも、民主主義の根幹をなす選挙制度を抜本的に見直し、多様な民意が正確に反映される比例代表を中心とした選挙制度にすべきです。

わが党は、参議院議員選挙制度について、総定数の削減は行わず、多様な民意が正確に反映される比例代表を中心とした選挙制度に抜本的な改革を行うべきという立場から、本意見書案に反対するものであります。

以上で、討論を終わります。